

高知県公文書管理委員会規則をここに公布する。

○高知県公文書管理委員会規則

(令和元年7月8日規則第15号)

高知県公文書管理委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県公文書等の管理に関する条例(令和元年高知県条例第1号。以下「条例」という。)第31条第10項の規定に基づき、高知県公文書管理委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会)

第3条 条例第25条第2項の規定により委員会の権限に属させられた事項を処理するため、委員会に特定歴史公文書等不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、会長が指名する委員で組織する。

3 審査会に審査会長を置き、会長が指名する委員が当たる。

4 審査会長は、審査会の事務を掌理する。

5 審査会長に事故があるとき又は審査会長が欠けたときは、審査会に属する委員のうちから審査会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、審査会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議(第5項及び第6項を除き、以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。ただし、第4項の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

5 前各項の規定は、審査会の会議について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは「審査会長」と、前3項中「委員」とあるのは「審査会の委員」と読み替えるものとする。

6 委員会の会議は、公開する。ただし、条例第25条第2項の規定による諮問における調査審議の手續(審査会の会議を含む。)は非公開とするほか、会長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、委員会の会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、高知県総務部文書情報課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。